

岡山市のひきこもり対策について

令和元年度岡山市精神保健福祉審議会
令和2年3月25日
岡山市

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、**6か月以上**続けて自宅にひきこもっている状態をいう。買物やドライブなど他者との直接的交流をもたない外出のみ可能な者も含まれる。

※厚生労働省

○自宅にひきこもっている

※最低限の会話だけですむ場所には、安心して行くこともある。
(コンビニ、古本屋、ゲームセンター、映画など)

○学校や会社にも行かない

○家族以外の親密な対人関係がない

家族も、同居している家族以外とは徐々に避けるようになる。

○長期に続いている

原則的には6ヵ月以上

○統合失調症などの精神疾患でない

■支援体制

- ・ 正規職員 兼務 3名（保健師・心理士）
- ・ 嘱託職員 専任3名（心理士・精神保健福祉士）

■支援対象者

- ・ 岡山市内在住の本人、家族
- ・ 病気（統合失調症や神経症など）ではなく、ひきこもっている状態

※ひきこもり支援センターの対象ではない場合

医療的支援が優先される場合や、集団プログラムに適さない中高年は、こころの健康センターの地区担当が相談を受け、個別支援を実施。社会的なひきこもりでなく、身体や知的障害等でひきこもっている場合は、一旦相談を受けて、しかるべき関係機関につなぐ。

■支援内容

- ・ 個人療法(面接、ピアサポーター派遣)
- ・ 家族支援(家族教室)
- ・ グループ活動
- ・ ピアサポーターとの交流
- ・ 居場所づくり(ボランティア等)
- ・ 普及啓発
- ・ 支援従事者研修

■沿革

- | | |
|---------|--|
| 平成22年7月 | 岡山市こころの健康センター内に開設。（相談電話受付：祝日・年末年始を除く水・金） |
| 平成22年9月 | 一部業務（就労支援、居場所の提供等）をNPO法人に委託 |
| 平成26年9月 | 一部業務（就労支援、集団療法、居場所の提供等）を社会福祉法人「あすなろ福祉会」に委託 |
| 平成28年7月 | 相談電話受付を祝日・年末年始を除く月～金に変更。 |

ひきこもり支援の流れ

直営 (こころの健康センター内)

委託 (社会福祉法人あすなろ福祉会)

普及啓発

関係機関との連携

支援従事者研修

家族面接

家族教室

訪問

本人面接

ピアサポーター
の派遣

個人療法
家族支援

本人面接

グループ活動

ピアサポーター
との交流

個人療法
集団療法
(家族支援)

社会参加
応援事業

就労支援
集団療法
居場所の提供
(個人療法)

就労支援

本人

家族

地域住民

民生委員

関係機関

地域包括
ケアマネ等

相談

家族支援
(当事者への個人療法)

出会い・
評価段階

本人支援
段階

中間的・過渡的
な集団との再会
段階

社会参加の試行段階

数か月～4・5年

数か月～1・2年

就労、社会参加に向けた支援の流れ

ひきこもりの健康センター（ひきこもり地域支援センター）

就労を希望する方

生活困窮者自立支援制度

※寄り添いサポートセンター、ワーカーズコープ、パソナへは市から業務委託

<自立相談支援>

寄り添いサポートセンター

- ・就労支援
- ・求人開拓、職業紹介 等

生活困窮者全般が支援対象

就労に向けた準備が一定程度整っている方

<就労準備>

ワーカーズコープ

- ・定時起床、定時通所の促し等
- ・挨拶の励行、言葉遣い、協力作業等
- ・就労体験、履歴書作成指導、模擬面接等

就労に向けた準備が必要な方

<就労促進>

ハローワーク (ジョブサポートスペース)

- ・就労意欲の喚起、キャリアカウンセリング
- ・応募書類の作成指導、助言
- ・面接対策アドバイス
- ・求人開拓、職業紹介 等

パソナ

- ・キャリアカウンセリング
- ・ビジネスマナー、模擬面接
- ・求人開拓、職業紹介
- ・応募書類作成支援、面接練習
- ・職場定着支援 等

一般就労

<就労準備、就労促進>

若者サポートステーション

- ・コミュニケーションプログラム
- ・スポーツ体験、ボランティア活動
- ・面接練習、ビジネスマナー
- ・職場見学、職場体験、就職・職業訓練
- ・就職後の定着支援

一般就労

<就労促進>

ハローワーク

- ・就労意欲の喚起、キャリアカウンセリング
- ・応募書類の作成指導、助言
- ・面接対策アドバイス
- ・求人開拓、職業紹介 等

一般就労

※若者サポートステーションへは県から業務委託

社会参加を希望する方

あすなろ福祉会（ひきセン業務を一部委託）

<社会参加支援>

- ・グループ活動
- ・ボランティア体験

居場所

就労を希望する方

<就労準備、就労促進>

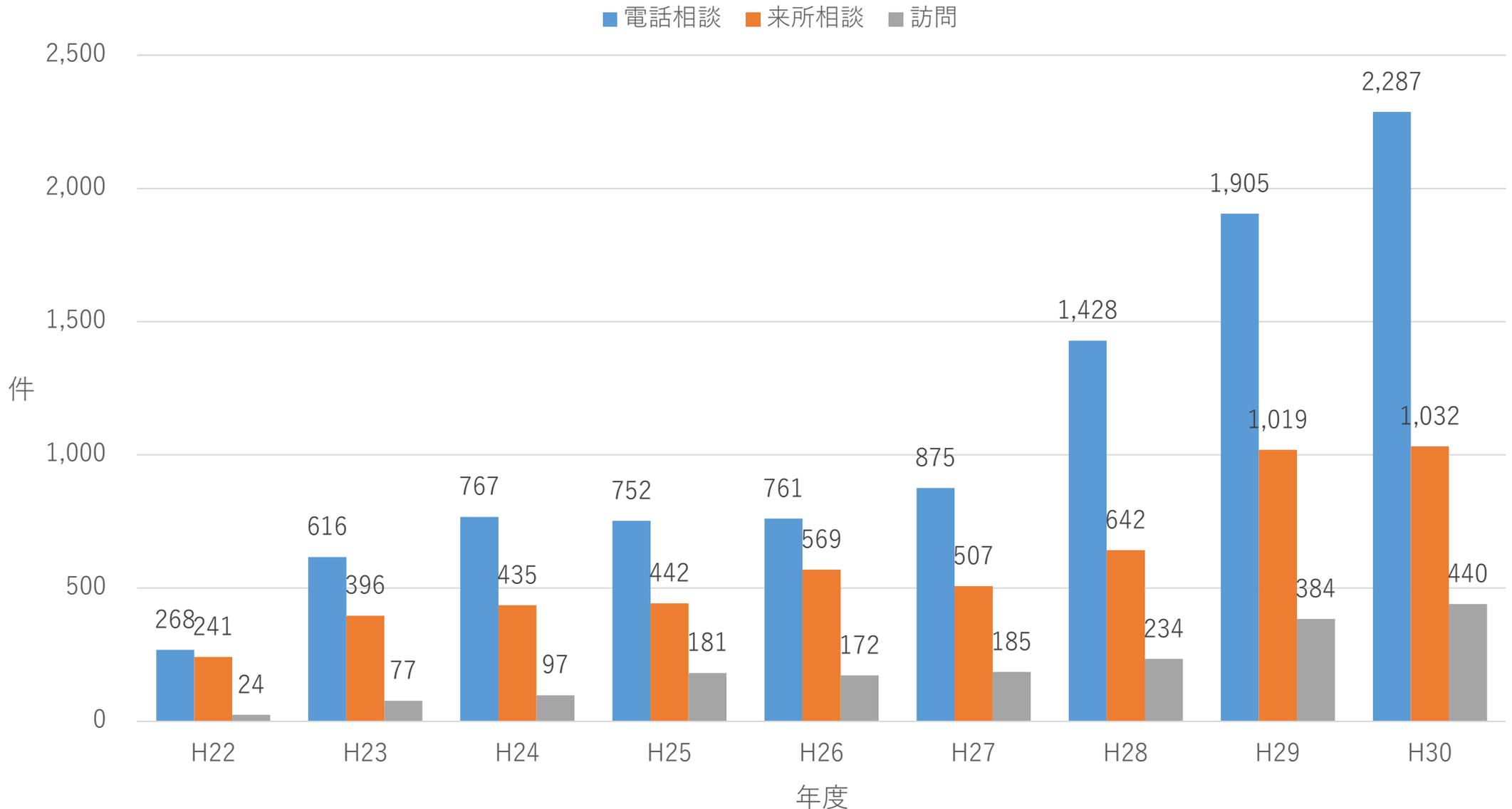
- ・就労セミナー
- ・職場見学、職場体験
- ・求人開拓、職業紹介

一般就労

ひきこもり相談の現状（相談対応件数）

・ H28年7月から相談電話受付を祝日・年末年始を除く月～金に変更したことにより、H28年度以降、特に電話での相談件数が著しく増加している。

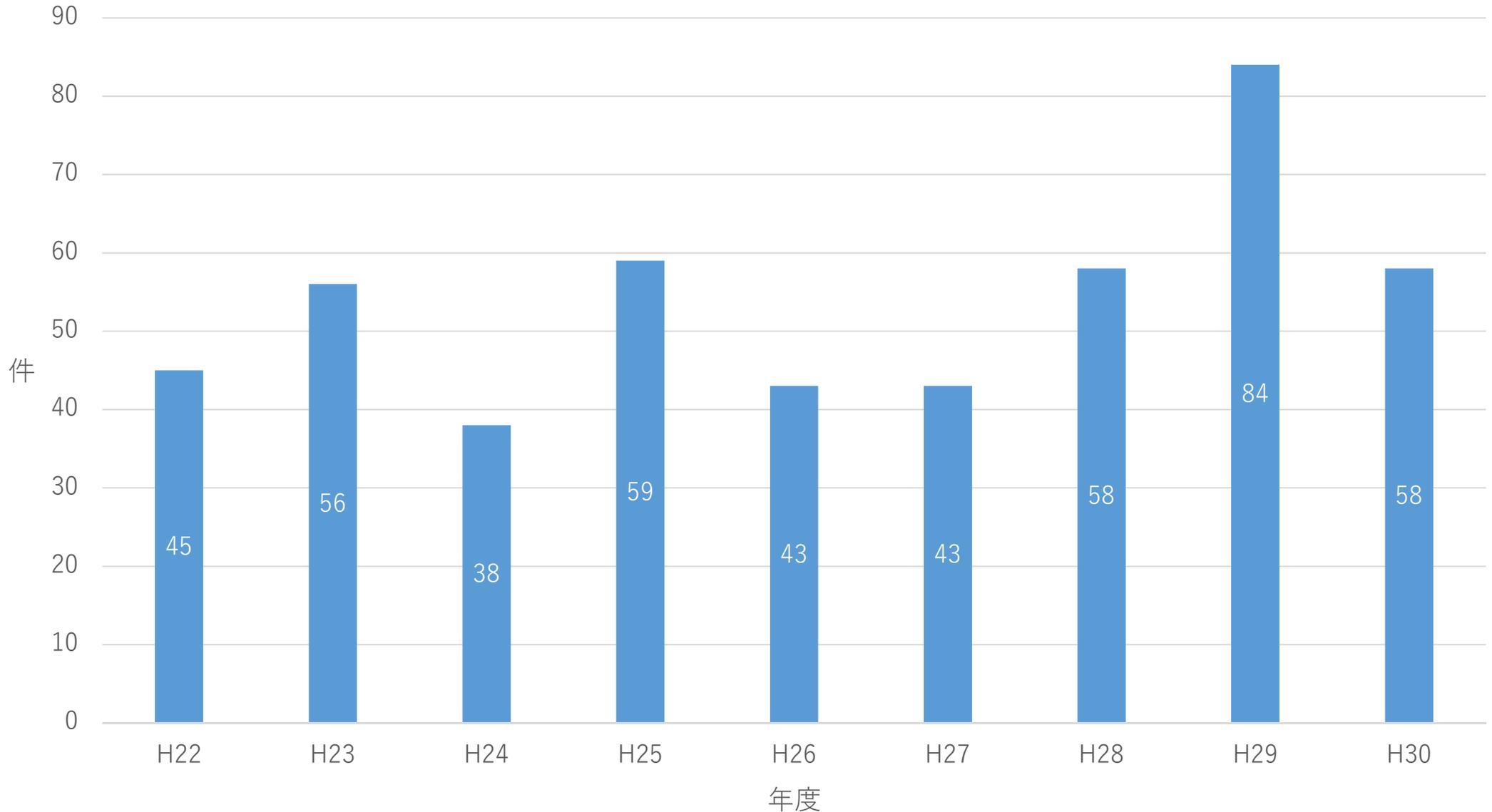
ひきこもり相談対応件数（延数）



ひきこもり相談の現状（新規相談対応件数）

- ・新規相談件数は、H29年度を除いては40～60件間で増減を繰り返している。

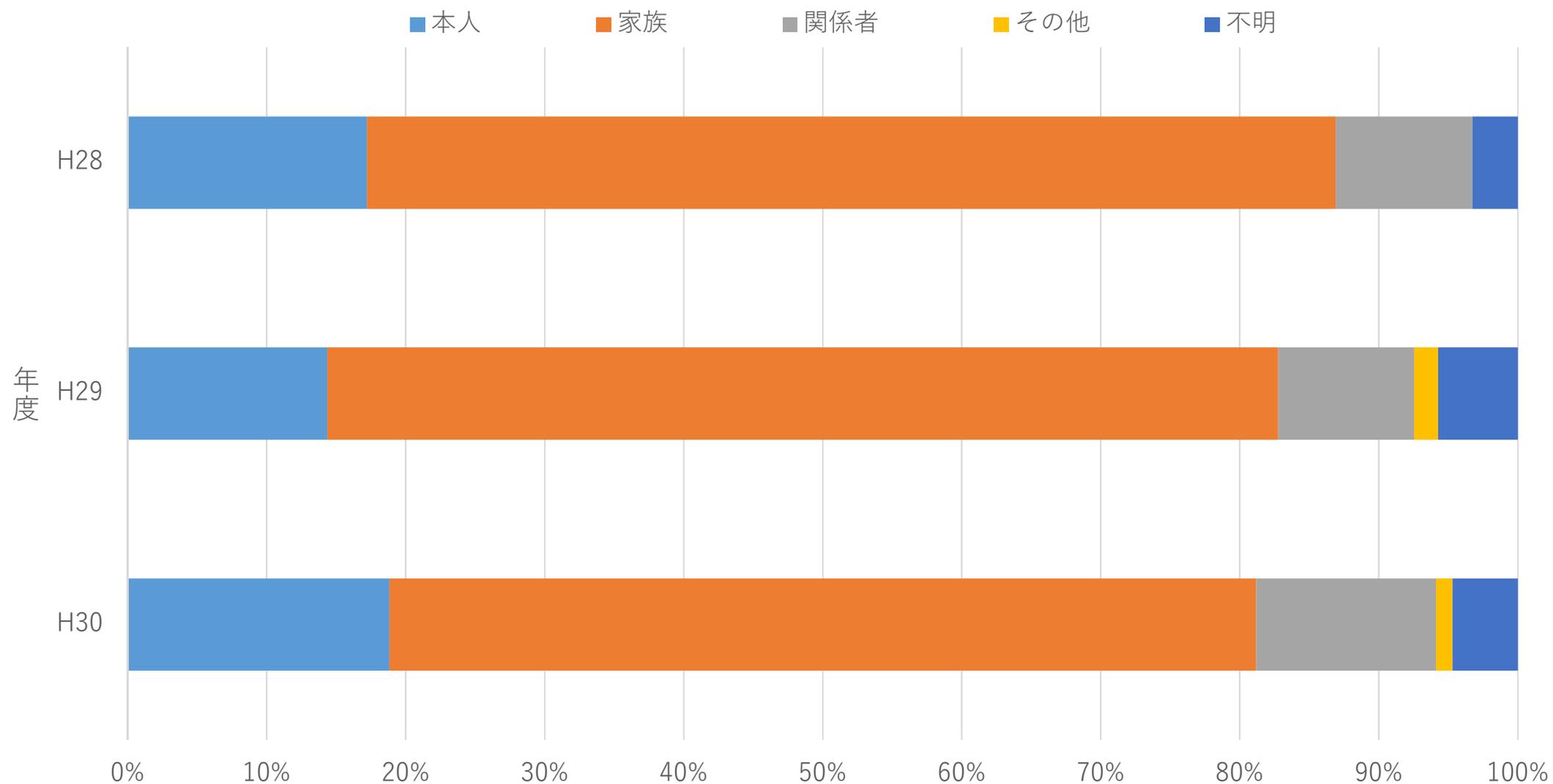
新規相談対応件数（実数）



ひきこもり相談の現状（初回相談時の相談者種別）

- ・初回相談は家族からの相談が60%以上で最も多く、次いで本人からの相談が多い。

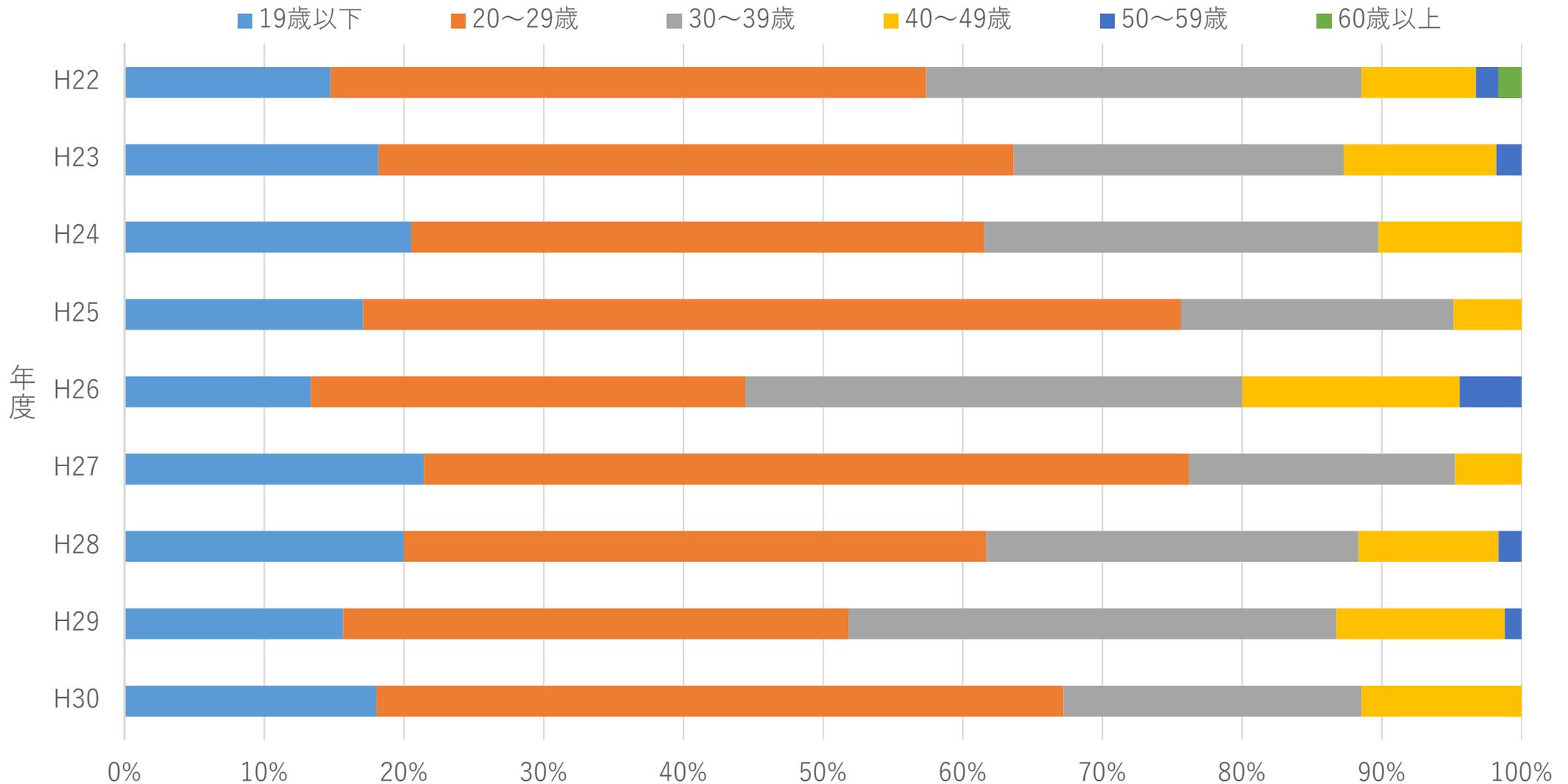
相談者種別割合（初回相談時）



ひきこもり相談の現状（初回相談時の対象者年齢）

・39歳までが全体の大半を占めており、40歳代以上の中高年層からの相談は、年々増えてはいるものの少ない状況にある。

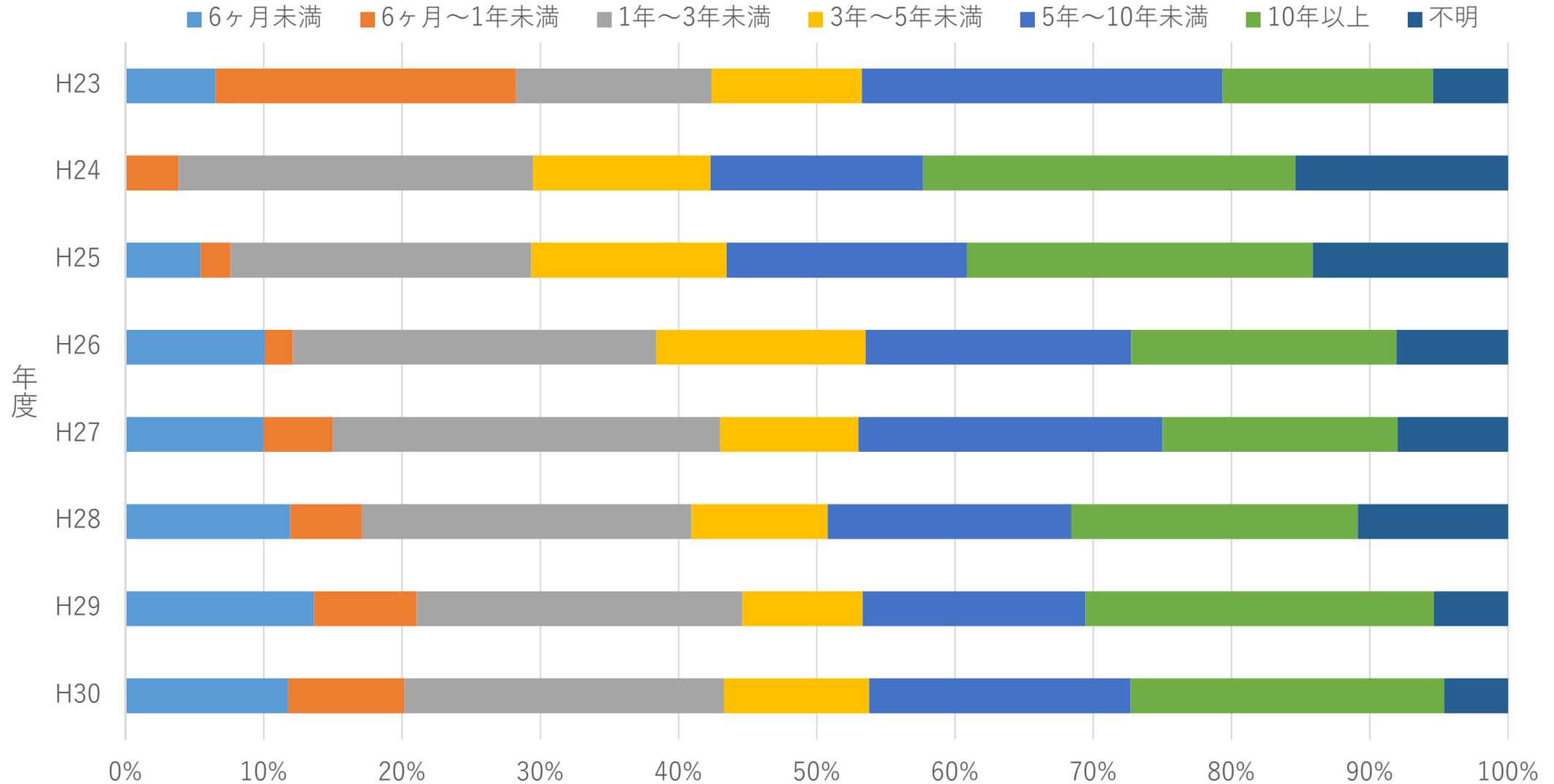
対象者年齢別割合（初回相談時）



ひきこもり相談の現状（初回相談時点におけるひきこもり期間）

- ・ひきこもり期間が1年未満の相談が年々増加しており、早期相談に結び付くケースが多くなっている。
- ・一方で、ひきこもり期間が5年以上の長期の者が全体の40%程度を占めている。

ひきこもり期間（初回相談時）

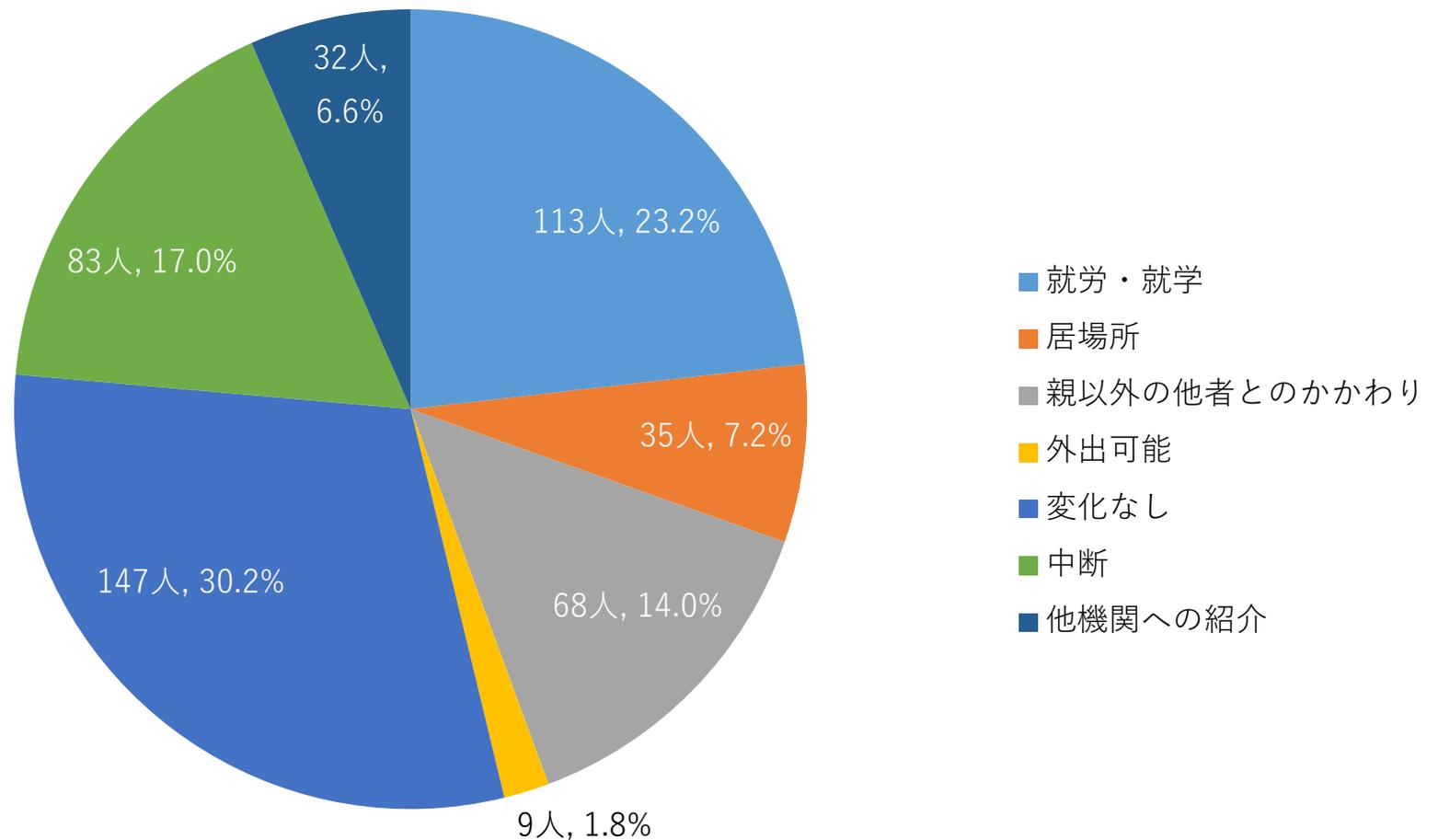


ひきこもり実支援者の転帰

・支援の結果、何らかの変化に結び付いた中では「就労・就学」が最も多く23.2%となっている一方で、「中断」「変化なし」を合わせると、全体の約半数を占めている。

実支援者の転帰（H22～30年度合計）

n=487人



※実支援者数には、支援を終了した者と支援を継続している者のいずれも含まれる

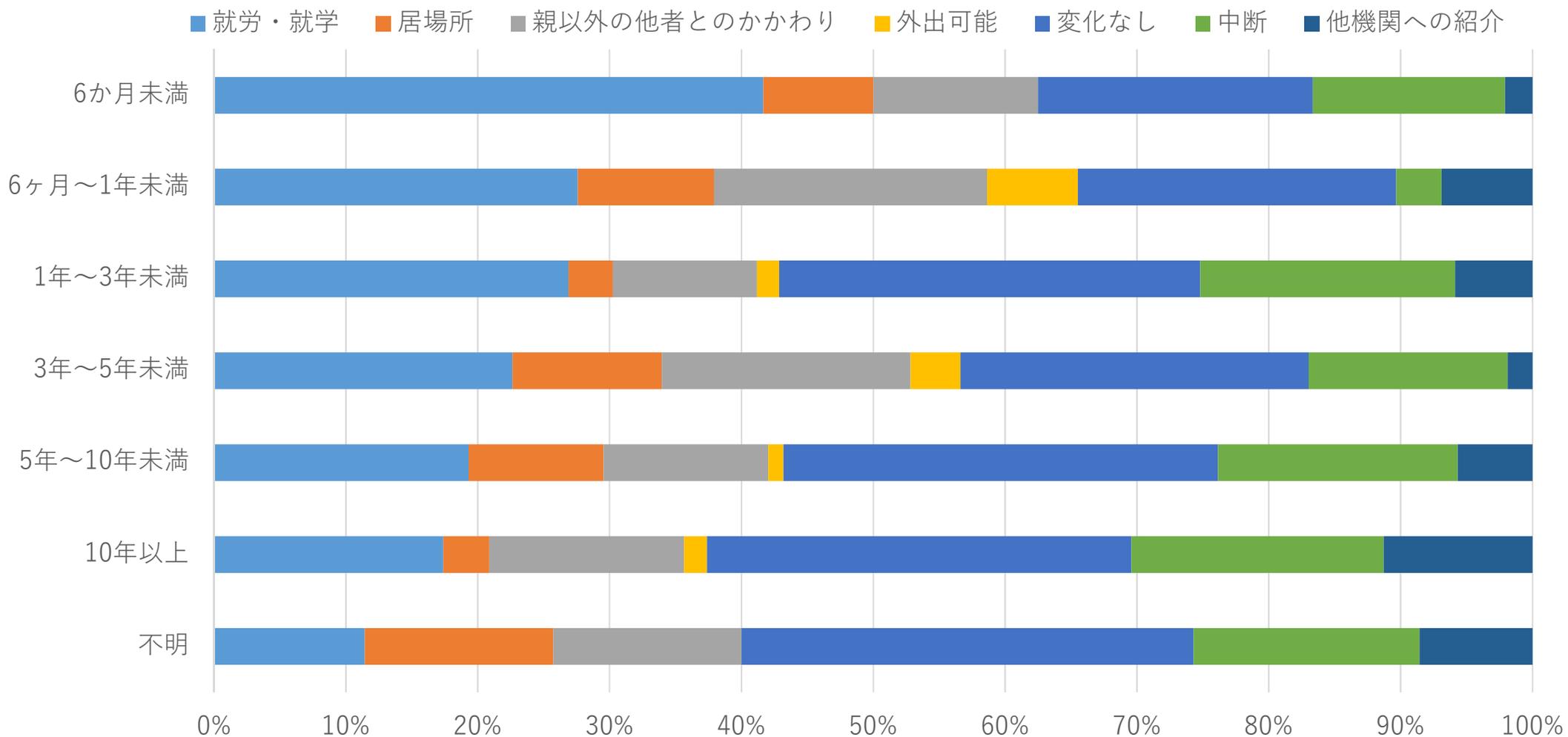
資料：岡山市ひきこもり地域支援センター相談実績より作成

ひきこもり実支援者の転帰（初回相談時のひきこもり期間別）

・初回相談時におけるひきこもり期間が短いほど「就労・就学」に結び付く割合が高くなる傾向にある。

実支援者の転帰（初回相談時のひきこもり期間別,H22-30年度合計）

n=487人



※実支援者数には、支援を終了した者と支援を継続している者のいずれも含まれる

資料：岡山市ひきこもり地域支援センター相談実績より作成

ひきこもり対策の課題と今後の方向性

	課題		方向性
対象者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府の調査結果を基に、岡山市の中老年層のひきこもり者を推計すると約3千人という数値が導き出されるが、40歳代以上の中高年の相談者は少ない状況にある。 ・ ひきこもり期間が5年以上の長期の者が全体の40%程度を占めており、長期化すると社会復帰に時間を要するため、早期発見・早期支援が必要。 	▶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高年のひきこもりが相談できる体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢な親からの相談を受けた機関（地域包括支援センター等）がひきこもり地域支援センターへ適切につなぐ仕組みの構築。 ○ 家族が当事者に隠すことなく相談できる窓口の周知や知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口のPR（ひきこもり支援センターリーフレット作成・配布） ・ 地域の支援者（愛育委員・民生委員など）への研修
就労支援・社会参加の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者に応じたきめ細かな支援と本人の特性等を踏まえた多種多様な就労・社会参加の場が必要。 ・ 就労支援・社会参加は、ひきこもり地域支援センターのほか、寄り添いサポートセンターやハローワーク、若者サポートステーション等の関係機関が取り組んでいるが、相互の情報共有や連携が不十分。 	▶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労に加え、社会参加に関する地域の受け皿（居場所）の開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア、地域活動などによる受け皿（居場所）の開拓。 ○ 関係機関の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携事例を積み重ねることで、関係機関の情報共有・連携促進を図る。
ライフステージに応じた切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校、いじめ、知的障害、発達障害などの問題を抱える児童・生徒に対する支援が、義務教育終了時や18歳到達時に途切れてしまい、結果、ひきこもりになってしまうケースが少なくない。 	▶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・若者の支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育終了時や18歳到達時など、各機関の関わりが終了した後も支援が途切れないう、必要な機関へのつなぎや適切な相談窓口の紹介等、切れ目のない支援ができる体制を検討。